

料金体系の検討について

【 目 次 】

1. 前回のおさらい
2. 算定要領に基づく料金体系の検討
3. 料金体系の経過措置の検討

1. 前回のおさらい

1.1 料金体系について

前回の審議会で、**料金改定率40%**で水道料金の改定を検討することとなりました。

今回の審議会では、**料金体系表の各項目の単価をいくりにすることで料金収入を40%増加させるのか**を検討します。

現在の料金体系は、基本料金は量水器の口径別に単価が設定されています。また、使用水量5m³以下は基本水量として、使用水量に関わらず基本料金に含まれており、使用水量6m³以上は超過料金と言い水量に応じて単価が設定されています。超過料金は、逦増制と言い使用水量が多いほど単価が高く設定されています。

基本料金			超過料金(1m ³ につき)				用途別区分
区分		5m ³ 以下	6～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61m ³ 以上	
口径別	13mm	600円	75円	120円	150円	175円	一般用
	20mm	1,000円					
	25mm	1,400円					
	30mm	2,500円					
	40mm	3,800円					
	50mm	6,200円					
	75mm	14,000円					
	100mm	23,500円					
	一般用と同じ		90円				湯屋用
基本料金なし		240円(基本水量なし)				臨時用	

1. 前回のおさらい

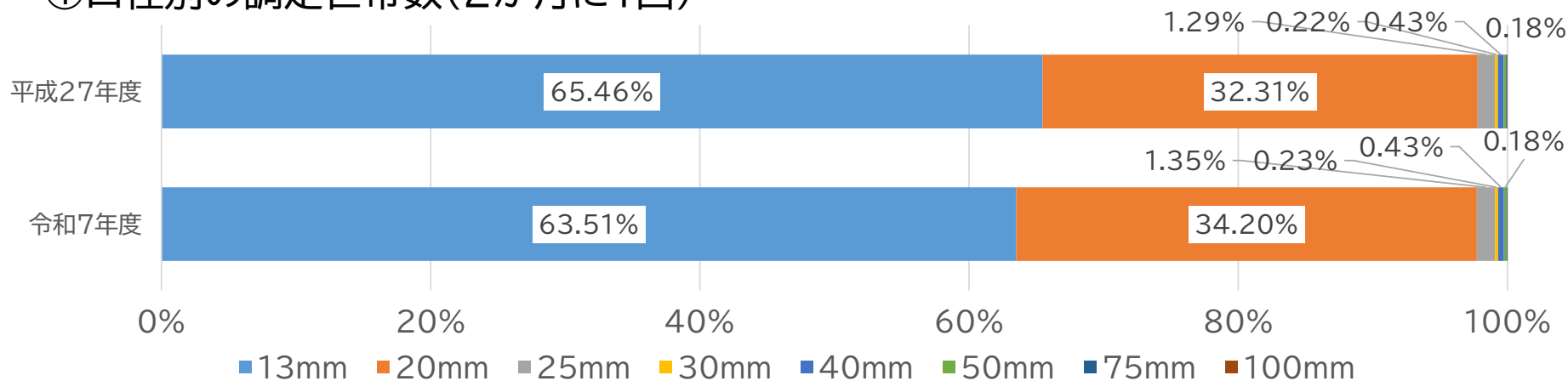
1.2 水道事業の現況

令和7年度と平成27年度の料金収入の状況を比較して、水道事業の現況を確認し、日本水道協会が作成した「水道料金算定要領(令和7年2月改正)」をもとに、料金体系を検討するうえでのポイントを整理します。

1) 調定世帯数

調定とは、検針結果から水道料金の請求額を確定することです。基本的に検針及び調定回数は年6回と決まっているので、調定世帯数の割合から契約世帯の現況及び推移が確認できます。

①口径別の調定世帯数(2か月に1回)



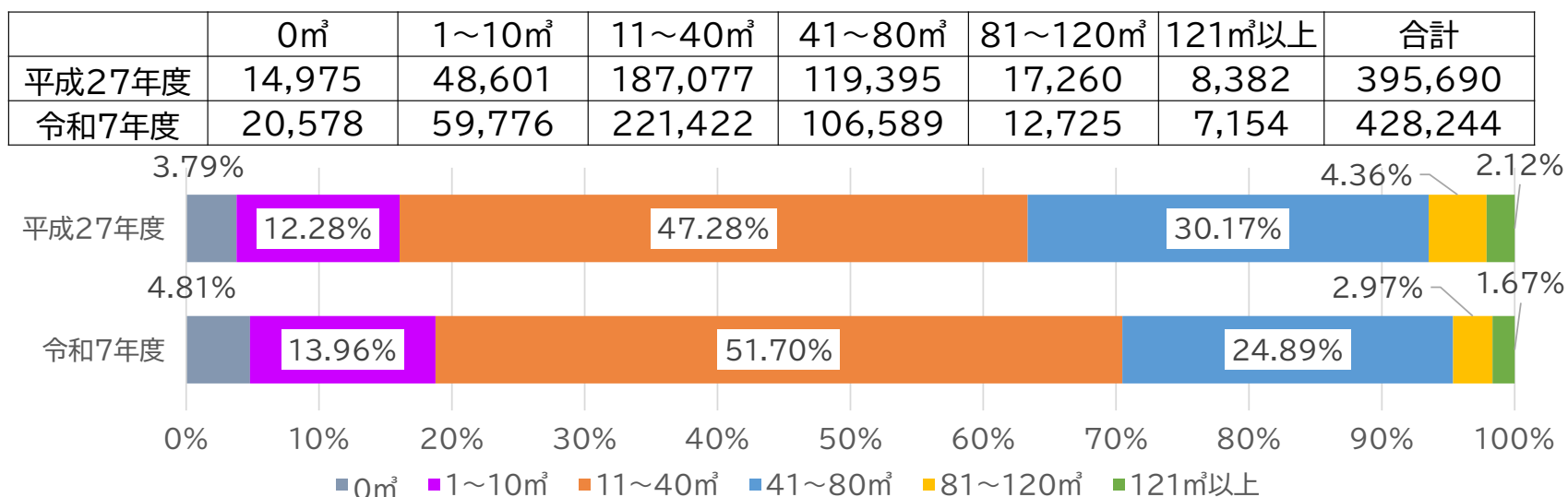
・97%を超える世帯が口径13mm又は20mmの量水器を使用しています

1. 前回のおさらい

1.2 水道事業の現況

1) 調定世帯数

② 水量別の調定世帯数(2か月に1回)



- ・調定世帯数が10年間で約3万件増えています。
- ・90%以上の方が使用水量80m³以下で、121m³以上の使用者は令和7年度で2%未満です。
- ・2か月の使用水量40m³以下の割合が増えており、41m³以上の割合は減っています。

1. 前回のおさらい

1.2 水道事業の現況

2)基本料金及び各水量区分による超過料金(従量料金)※

料金体系を検討するにあたっては、超過料金(従量料金)のそれぞれの水量区分でどれだけ使用水量があり、単価設定によってどれだけの収入が見込めるのかを確認する必要があります。

そこで、調定水量(2か月分)を下図のように分解して、それぞれの水量区分による超過料金収入及び基本料金収入を集計して確認します。

<調定水量(2か月分)の分解(例:口径100mm・2か月で500m³使用)>

水量(2か月)	基本料金	1～10m ³	11～40m ³	41～80m ³	81～120m ³	121m ³ 以上	合計
単価(税抜)	47,000円	基本水量(0円)	75円	120円	150円	175円	
使用水量		10m ³	30m ³	40m ³	40m ³	380m ³	500m ³
料金収入	47,000円	0円	2,250円	4,800円	6,000円	66,500円	126,550円

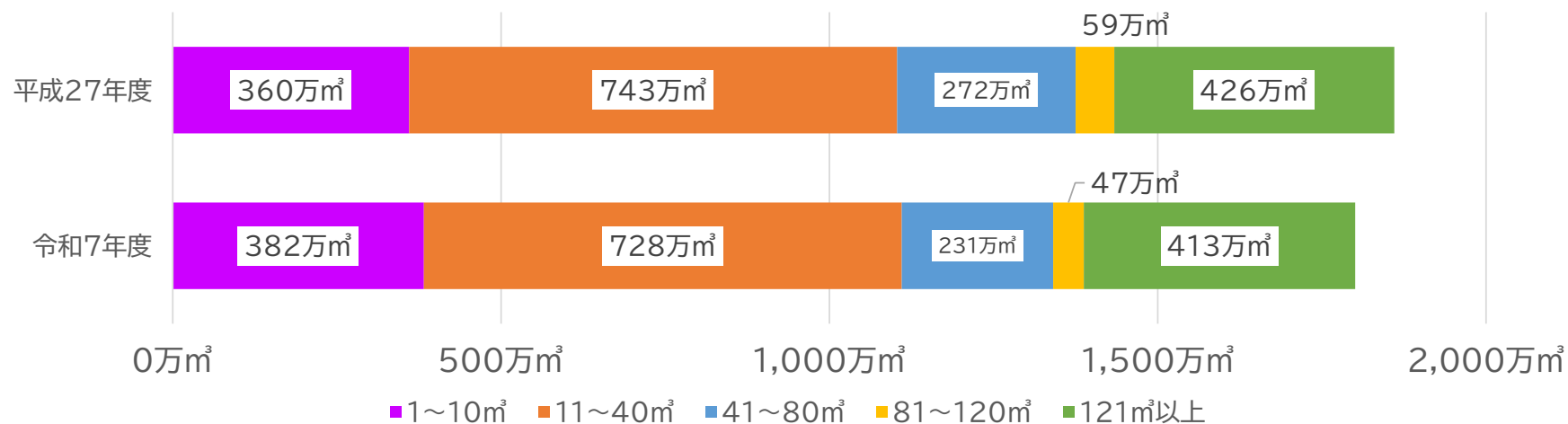
※水量別の単価について、基本水量が設定されている時に基本水量を超えた部分を「超過料金」、基本水量が設定されていない時に水量別の単価全体を「従量料金」と呼びます。

1. 前回のおさらい

1.2 水道事業の現況

2) 基本料金及び各水量区分による超過料金(従量料金)

① 各水量区分の使用水量の推移



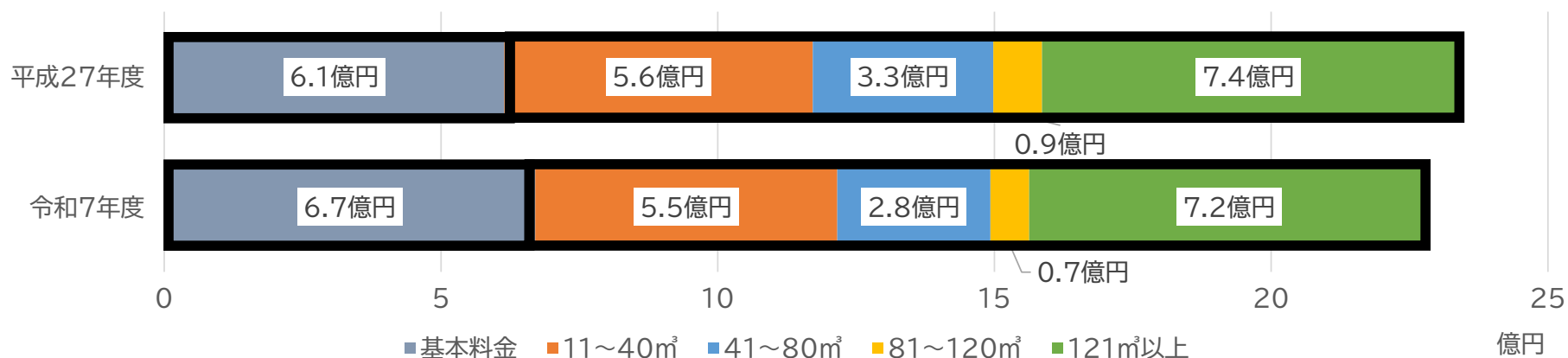
・基本水量の対象である1~10m³の水量区分の使用水量は増加していますが、それ以外の水量区分の使用水量は減少しています。

1. 前回のおさらい

1.2 水道事業の現況

2) 基本料金及び各水量区分による超過料金(従量料金)

② 基本水量及び各水量区分の料金調定額(税抜き)の推移



・契約世帯数の増加により基本料金は増えていますが、人口減少や節水型機器の普及により超過料金が減少しており、収入に占める基本料金の割合が増えています。

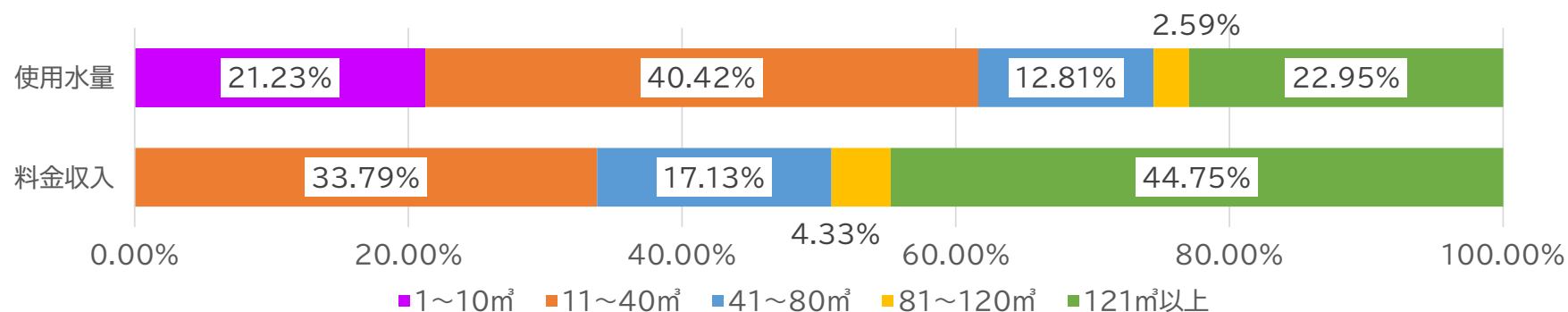
1. 前回のおさらい

1.2 水道事業の現況

2)基本料金及び各水量区分による超過料金(従量料金)

③使用水量と超過料金(従量料金)の比較(令和7年度)

単価(税抜)	0円	75円	120円	150円	175円	合計
水量(2か月)	1~10m ³	11~40m ³	41~80m ³	81~120m ³	121m ³ 以上	
使用水量	382万m ³	728万m ³	231万m ³	47万m ³	413万m ³	1,801万m ³
料金収入	0	5.5億円	2.8億円	0.7億円	7.2億円	16.2億円



- ・基本水量に設定した10m³以下の部分が使用水量の20%以上を占めています。
- ・121m³以上の水量部分の収入が超過料金の約45%を占めています。

1. 前回のおさらい

1.3 現状の分析

水道事業の現況から、料金改定の検討にあたって考慮すべき点を整理しました。

- (1) 121m³以上、使用する人の割合は2%未満で減少しているにも関わらず、121m³以上の水量区分の収入が超過水量収入の約45%を占めています。

➡ 一部の大口使用者に頼った料金体系は安定した収入の確保を妨げるので、使用水量に応じて市民全体で支えていただく体系の検討が必要です。

- (2) 基本料金が増加しているのに対して超過料金が減少しているため、基本料金の割合が増えています。

➡ 将来的に料金収入を安定させるためには、基本料金の確保が必要です。

- (3) 基本水量に設定している2か月10m³以下の使用者の割合が増えています。

➡ 使用水量に応じて市民に平等にご負担していただくためには、基本水量の廃止を検討する必要があります。

2. 算定要領に基づく料金体系の検討

2.1 料金体系（1ヶ月、消費税抜）の検討項目

日本水道協会が作成した「**水道料金算定要領(令和7年2月改正)**」をもとに、料金体系を検討します。
料金体系は、下図の5つの検討項目にわけて検討します。

令和7年度調定金額の割合						用途別区分				
基本料金 29.32%		②基本料金と超過料金の割合		超過料金 70.68%						
基本料金		超過料金(1m ³ につき)								
区分	5m ³ 以下	6～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61m ³ 以上	一般用				
口径別	13mm	600円	75円	120円	150円		175円			
	20mm	1,000円								
	25mm	1,400円								
	④基本料金の口径区分と単価					①用途別区分				
	30mm	2,500円								
	40mm	3,800円								
	50mm	6,200円								
	75mm	14,000円								
100mm	23,500円	⑤超過料金の使用水量区分と単価								
一般用と同じ		90円				湯屋用				
基本料金なし		240円(基本水量なし)				臨時用				

2. 算定要領に基づく料金体系の検討

2.2 各検討項目の検討方法

料金体系の各検討項目について、算定要領に基づく検討方法を確認します。

①用途別区分

- 算定要領では、漸進的に解消するものとされています。
- 廃止するとシステム改修にも費用と時間を要することが想定されます。
- 近年、水道料金を改定した近隣市町では、区分は維持したまま改定率分を増額したケースが多いです。
 今回の改定にあたってはそのまま残すものとして、将来的には他事業体の状況を見ながら廃止を検討していくものとします。

②基本料金と超過料金の割合

- 算定要領によると、算定期間中の水道料金の対象となる経費(総括原価)を使用水量によって変動するものと変動しないものに分け、使用水量によって変動するものは超過料金で賄うべき経費、変動しないものは基本料金で賄うべき経費として計算するものとされています。
 算定要領に基づき算定期間3年分の総括原価を分類し、料金収入を40%増加するために必要な基本料金と超過料金の収入額を算出します。

2. 算定要領に基づく料金体系の検討

2.2 各検討項目の検討方法

③基本水量の有無

- 基本水量は、公衆衛生の観点から、その範囲内の水使用を促すことで導入されました。
- 算定要領には、公衆衛生の向上を急務とする時代ではなく、使用水量が減少していくことが予想される中で、使用水量による公平性の観点からも廃止するよう記載されています。
- 県内でも多くの市が近年の水道料金改定を機に基本水量を廃止しています。

 **基本水量の廃止した料金体系を検討します。**

④基本料金の口径区分と単価

- 算定要領には、総括原価のうち基本料金の対象分(準備料金)を、量水器の口径によって変動する経費と変動しない経費に分けて、量水器の単価や流量比をもとに口径別の単価を算出するよう記載されています。

 **算定要領に基づき算定期間3年分の総括原価を分類し、口径区分別の基本料金を検討します。**

2. 算定要領に基づく料金体系の検討

2.2 各検討項目の検討方法

⑤超過料金の使用水量区分と単価

- これまで多くの自治体では使用水量が多いほど単価が上がる「逦増型料金制度」が採用されてきました。
- 水需要が横這いから減少傾向に推移していることや、大口需要者に比重を置いた料金制度は、安定した給水収益の確保に支障をきたし、健全な経営を妨げる要因になりかねないものとされていることから、算定要領では従量料金(超過料金)は均一料金制が原則であるとされています。

➡ 算定要領に基づき、均一料金制で計算します。

<検討方法の整理>

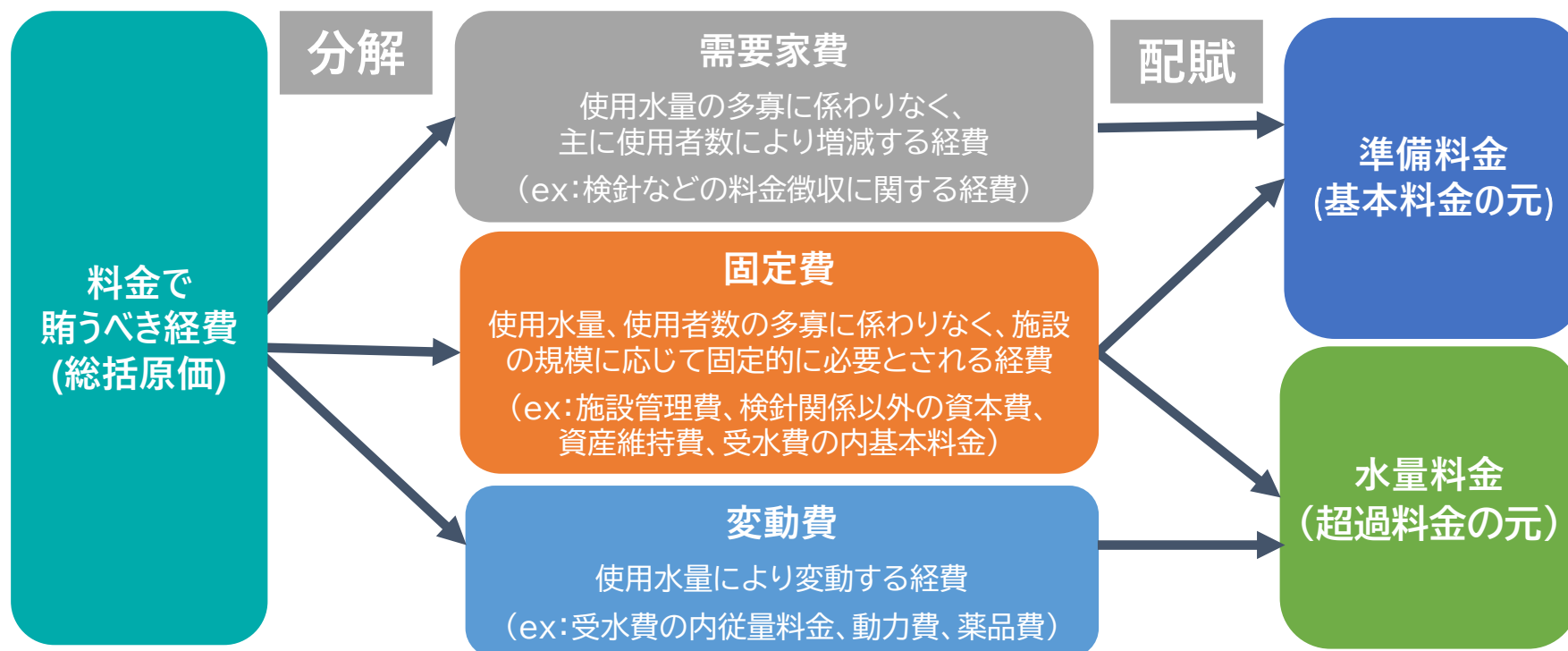
検討項目	検討方法
①用途別区分	現行の区分を維持します。
②基本料金と超過料金の割合	算定要領に基づき計算します。(14ページ～16ページ)
③基本水量の有無	基本水量を廃止した料金体系を検討します。
④基本料金の口径区分と単価	算定要領に基づき計算します。(17ページ～18ページ)
⑤超過料金の使用水量区分と単価	算定要領に基づき、均一料金制で計算します。(19ページ)

2. 算定要領に基づく料金体系の検討

2.3 各検討項目の個別検討

1) 「②基本料金と超過料金の割合」について

算定期間中(R9～R11)に水道料金で賄うべき経費である「総括原価」を「需要家費」、「固定費」、「変動費」の3つに分けて、需要家費と固定費の一部を基本料金の元である「準備料金」、変動費と固定費の残りを超過料金の元である「水量料金」に配賦します。



2. 算定要領に基づく料金体系の検討

2.3 各検討項目の個別検討

1) 「②基本料金と超過料金の割合」について

前々回の審議会で、財政計画から算定期間中(R9～R11)水道料金で賄うべき経費である「総括原価」を120億円と算出し、3年間の予定有収水量で割ることで、20年間の管路更新費用を改定1回で確保するときの料金改定率75.6%を計算しました。

人件費・維持管理費等 81.4億円		支払利息 0.1億円	資産維持費(更新工事費の見込み) 44.4億円
控除項目 5.9億円	総括原価 120.0億円		
総括原価 120.0億円	÷	予定有収水量(R9～R11) 5,381万m ³	÷ 供給単価 223.07円/m ³
算出した供給単価 223.07円/m ³	÷	R7供給単価(見込み) 127.04円/m ³	÷ 1.756 ➡ 改定率 75.6%

◎改定率40%の場合の総括原価

前回の審議会で1回目の改定率を40%としました。そこで、改定率75.6%を算出した「総括原価」120億円を割り返すことで、改定率40%に対応した「総括原価」を算出します。

$$\begin{array}{lcl} \text{総括原価(75.6\%)} & & \text{総括原価(40\%)} \\ 120.0\text{億円} \times 1.40 / 1.756 \div & = & 95.7\text{億円} \end{array}$$

※上記の数字は端数を省略しているため、計算が合わない部分があります。

2. 算定要領に基づく料金体系の検討

2.3 各検討項目の個別検討

1) 「②基本料金と超過料金の割合」について

14ページをもとに、総括原価(40%)を需要家費、固定費、変動費に分けてます。そして算定要領に基づき、固定費を施設利用率をもとに配分すると、**準備料金26.5億円(27.7%)**、**水量料金69.2億円(72.3%)**になります。

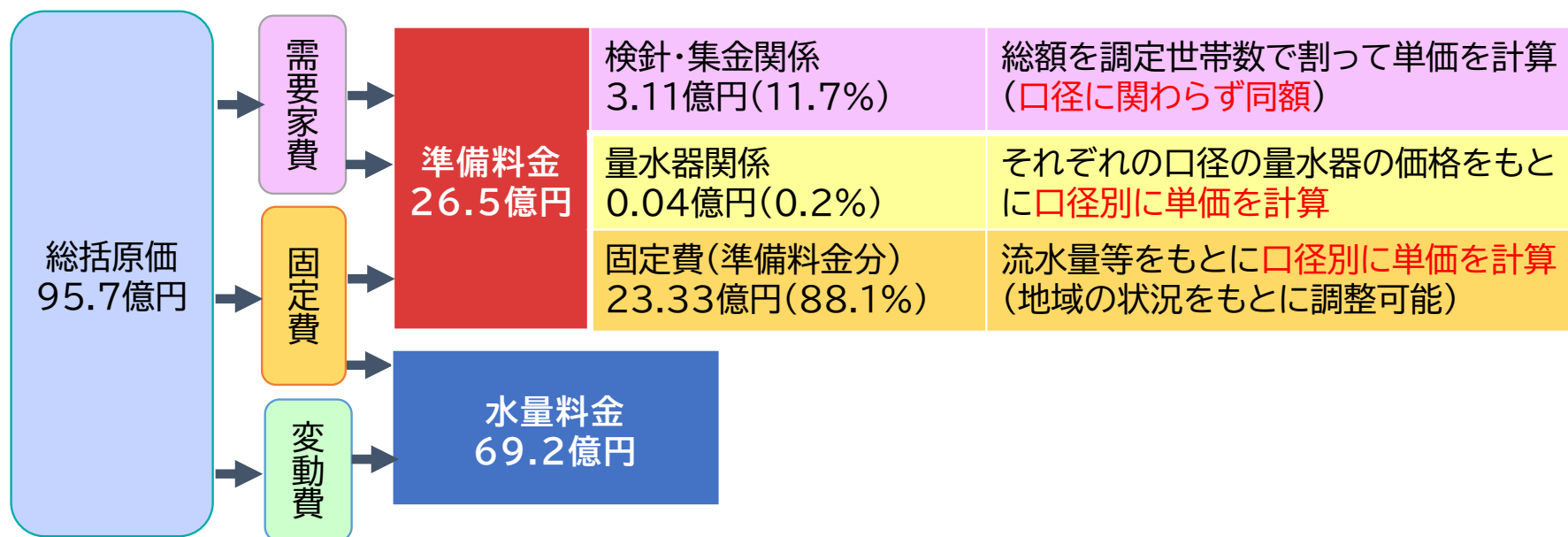
総括原価(改定率40%) 95.7億円			
需要家費 3.2億円	固定費 76.7億円		変動費 15.8億円
施設利用率をもとに配分			
需要家費 3.2億円	固定費(準備) 23.3億円	固定費(水量) 53.4億円	変動費 15.8億円
準備料金 26.5億円(27.7%)		水量料金 69.2億円(72.3%)	

2. 算定要領に基づく料金体系の検討

2.3 各検討項目の個別検討

2) 「④基本料金の口径区分と単価」について

準備料金から基本料金を計算するにあたっては、準備料金を「検針・集金関係」「量水器関係」「固定費（準備料金分）」の3つにわけて、それぞれを算定期間3年分の調定世帯数の見込みから必要な料金を賄えるように単価を設定し、3つの単価を合体することで最終的な基本料金を算出します。



2. 算定要領に基づく料金体系の検討

2.3 各検討項目の個別検討

2) 「④基本料金の口径区分と単価」について

算定要領に基づき、それぞれの経費から単価を計算すると下図のとおりになります。
各経費で算出した単価を合算して端数整理して、口径別の基本料金の単価を設定します。

経費区分		検針・集金関係	量水器関係	固定費 (準備料金分)	合計	基本料金単価 (右を端数整理)
口径	賄うべき経費 調定世帯数	3.11億円	0.04億円	23.33億円	26.5億円	
13mm	271,988	124.94円	1.35円	599.16円	725.46円	730円
20mm	146,459		1.97円	1,300.19円	1,427.10円	1,430円
25mm	5,779		2.17円	1,971.26円	2,098.37円	2,100円
30mm	990		6.48円	3,942.38円	4,073.81円	4,100円
40mm	1,849		7.12円	6,219.45円	6,351.52円	6,400円
50mm	763		32.89円	10,563.52円	10,721.35円	10,700円
75mm	290		38.37円	26,470.69円	26,634.00円	27,000円
100mm	126		46.84円	43,591.62円	43,763.40円	44,000円

※固定費(準備料金分)は、地域の状況をもとに調整が可能です。そこで、今回の単価計算においては水道料金の最大増加率が口径によって大きく変わらないよう調整しています。

2. 算定要領に基づく料金体系の検討

2.3 各検討項目の個別検討

3) 「⑤超過料金の使用水量区分と単価」について

算定要領に基づき、均一料金制としたときの従量料金の単価を設定します。
均一料金制なので、基本水量廃止部分(1～5m³)と、現在の料金体系の超過料金部分(6m³以上)で同じ単価になります。

$$\begin{array}{rclcl} \text{水量料金} & & \text{予定有収水量(R9～R11)} & & \\ 69.2\text{億円} & \div & 5,381\text{万m}^3 & \div & 128.61\text{円/m}^3 \end{array}$$



従量料金単価 129円

2. 算定要領に基づく料金体系の検討

2.4 算定要領に基づく料金体系

算定要領に基づき料金体系を算出した結果は下表のとおりです。

<体系表(算定要領に基づく改定)>

基本料金(1月・税抜き)				従量料金(1月・税抜き)			
口径	改定前	改定後	差額	水量	改定前	改定後	差額
13mm	600円	730円	130円	1~5m³	0円	129円	129円
20mm	1,000円	1,430円	430円		6~20m³		75円
25mm	1,400円	2,100円	700円	21~40m³			120円
30mm	2,500円	4,100円	1,600円		41~60m³		150円
40mm	3,800円	6,400円	2,600円	61m³~			175円
50mm	6,200円	10,700円	4,500円				
75mm	14,000円	27,000円	13,000円				
100mm	23,500円	44,000円	20,500円				

<基本料金と従量料金の収入割合>

基本料金：従量料金 = 28.0%：72.0%

2. 算定要領に基づく料金体系の検討

2.4 算定要領に基づく料金体系

従量料金を均一料金制にした場合の、口径13mm及び20mmの具体的な料金です。2か月の使用水量10m³、20m³の増加率が100%を超えています。

<小口使用者の状況(2か月・消費税込み)>

口径		5m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³
φ13mm	改定前	1,320円	1,320円	2,145円	2,970円	3,795円	5,115円	12,375円
	改定後	2,315円	3,025円	4,444円	5,863円	7,282円	8,701円	15,796円
	差額	995円	1,705円	2,299円	2,893円	3,487円	3,586円	3,421円
	増加率	75.4%	129.2%	107.2%	97.4%	91.9%	70.1%	27.6%
φ20mm	改定前	2,200円	2,200円	3,025円	3,850円	4,675円	5,995円	13,255円
	改定後	3,855円	4,565円	5,984円	7,403円	8,822円	10,241円	17,336円
	差額	1,655円	2,365円	2,959円	3,553円	4,147円	4,246円	4,081円
	増加率	75.2%	107.5%	97.8%	92.3%	88.7%	70.8%	30.8%

2. 算定要領に基づく料金体系の検討

2.4 算定要領に基づく料金体系

口径25mm以上の量水器の使用者の具体的な料金です。使用水量が多くなるほど増加率が下がり、500m³以上の使用者では改定率がマイナスになる場合もあります。

<大口使用者の状況(2か月・消費税込み)>

口径	水量	10m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1,000m ³
φ25mm	改定前	3,080円	6,875円	14,135円	90,585円	186,835円
	改定後	6,039円	11,715円	18,810円	75,570円	146,520円
	差額	2,959円	4,840円	4,675円	△15,015円	△40,315円
	増加率	96.1%	70.4%	33.1%	△16.6%	△21.6%
φ30mm	改定前	5,500円	9,295円	16,555円	93,005円	189,255円
	改定後	10,439円	16,115円	23,210円	79,970円	150,920円
	差額	4,939円	6,820円	6,655円	△13,035円	△38,335円
	増加率	89.8%	73.4%	40.2%	△14.0%	△20.3%
φ40mm	改定前	8,360円	12,155円	19,415円	95,865円	192,115円
	改定後	15,499円	21,175円	28,270円	85,030円	155,980円
	差額	7,139円	9,020円	8,855円	△10,835円	△36,135円
	増加率	85.4%	74.2%	45.6%	△11.3%	△18.8%
口径	水量	10m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1,000m ³
φ50mm	改定前	13,640円	17,435円	24,695円	101,145円	197,395円
	改定後	24,959円	30,635円	37,730円	94,490円	165,440円
	差額	11,319円	13,200円	13,035円	△6,655円	△31,955円
	増加率	83.0%	75.7%	52.8%	△6.6%	△16.2%
φ75mm	改定前			41,855円	118,305円	214,555円
	改定後			73,590円	130,350円	201,300円
	差額			31,735円	12,045円	△13,255円
	増加率			75.8%	10.2%	△6.2%
φ100mm	改定前			62,755円	139,205円	235,455円
	改定後			110,990円	167,750円	238,700円
	差額			48,235円	28,545円	3,245円
	増加率			76.9%	20.5%	1.4%

※口径75mm、100mmの量水器の使用者は最低でも2か月で100m³以上使用しています。

※各口径において、10m³で増加率が最大になります。

3. 料金体系の経過措置の検討

3.1 従量料金の経過措置の検討

算定要領に基づいて料金体系を検討すると、少量使用者の増加率が100%を超えるため、一部の使用者の負担が過大になります。そこで、経過措置として、**現行の使用料体系を基本にした従量料金の体系を検討**します。

1) 基本水量廃止部分の単価について

算定要領には基本水量廃止部分の単価を別途算出する方法の記載はないため、前回の料金改定時(平成8年)の計算方法を参考に基本水量廃止部分の単価を計算します。

下記の計算結果から、**基本水量廃止部分の単価は65円を基本に検討**することとします。

<基本水量部分の単価の計算方法>

固定費のうち維持管理費(水量料金対象)と変動費を使用水量によって単価が変動しない経費だとして単価を算出します。

$$\begin{array}{rclclcl} \text{維持管理費} & & & & & & \\ \text{(水量料金対象)} & & \text{変動費} & & \text{R9～R11有収水量} & & \\ \text{(19.3億円)} & + & \text{15.8億円)} \div & & \text{5,381万m}^3 & \div & \text{65.23円/m}^3 \end{array}$$

3. 料金体系の経過措置の検討

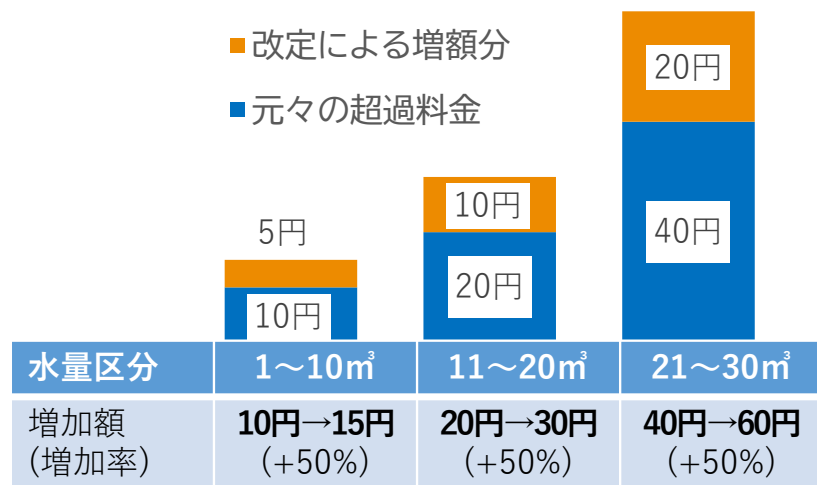
3.1 従量料金の経過措置の検討

2) 超過料金の単価について

現行の超過料金体系をベースに超過料金の単価を検討します。現行の体系をもとに改定する場合の一般的な方法として、「**定率増**」と「**定額増**」があります。それぞれの特徴は下記のとおりです。

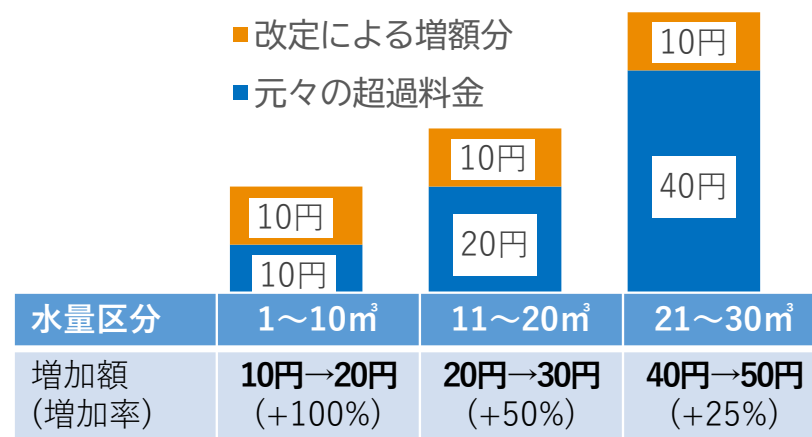
< 定率増(例: +50%) >

元々の超過料金単価と増加額が比例するので、使用水量が多い区分ほど増加額が上がります。



< 定額増(例: +10円) >

元々の超過料金単価と関係なく同額を増額します。増加額が同じなので、使用水量が低い区分ほど増加率が上がります。



将来的に、市民の皆さんに平等に水道事業を支えていただくためにも、水量区分による単価の差は縮めていく必要があるため、超過料金の改定方法は「**定額増**」を採用します。

3. 料金体系の経過措置の検討

3.2 料金体系案 ①

算定要領のとおり均一料金で計算した場合は、小口使用者に過度な負担がかかることから、まず、基本料金は算定要領のとおりとし、従量料金を経過措置として均一料金を逡増型料金に戻して、**基本水量廃止部分(1～5m³)を65円に設定し、超過料金部分(6m³以上)を定額増とした場合**の料金体系を計算すると、料金体系は下表になります。

<体系表(料金体系案①)>

基本料金(1月・税抜き)				従量料金(1月・税抜き)			
口径	改定前	改定後	改定後	水量	改定前	改定後	差額
13mm	600円	730円	130円	1～5m³	0円	65円	65円
20mm	1,000円	1,430円	430円				
25mm	1,400円	2,100円	700円	6～20m³	75円	107円	32円
30mm	2,500円	4,100円	1,600円	21～40m³	120円	152円	32円
40mm	3,800円	6,400円	2,600円				
50mm	6,200円	10,700円	4,500円	41～60m³	150円	182円	32円
75mm	14,000円	27,000円	13,000円	61m³～	175円	207円	32円
100mm	23,500円	44,000円	20,500円				

<基本料金と従量料金の収入割合>

基本料金：従量料金 = 28.1%：71.9%

3. 料金体系の経過措置の検討

3.2 料金体系案①

口径13mm及び20mmの具体的な料金です。算定要領に基づいて計算した結果に比べて増加率は抑制されていますが、使用水量10m³が最大で75%を超える増加率になっています。

<小口使用者の状況(2か月・消費税込み)>

口径	水量	5m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³
φ13mm	改定前	1,320円	1,320円	2,145円	2,970円	3,795円	5,115円	12,375円
	改定後	1,963円	2,321円	3,498円	4,675円	5,852円	7,524円	16,544円
	差額	643円	1,001円	1,353円	1,705円	2,057円	2,409円	4,169円
	増加率	48.7%	75.8%	63.1%	57.4%	54.2%	47.1%	33.7%
φ20mm	改定前	2,200円	2,200円	3,025円	3,850円	4,675円	5,995円	13,255円
	改定後	3,503円	3,861円	5,038円	6,215円	7,392円	9,064円	18,084円
	差額	1,303円	1,661円	2,013円	2,365円	2,717円	3,069円	4,829円
	増加率	59.2%	75.5%	66.5%	61.4%	58.1%	51.2%	36.4%

3. 料金体系の経過措置の検討

3.2 料金体系案①

口径25mm以上の量水器の使用者の具体的な料金です。使用水量が多くなるほど増加率が下がります。

<大口使用者の状況(2か月・消費税込み)>

口径	水量	10m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1,000m ³
φ25mm	改定前	3,080円	6,875円	14,135円	90,585円	186,835円
	改定後	5,335円	10,538円	19,558円	110,088円	223,938円
	差額	2,255円	3,663円	5,423円	19,503円	37,103円
	増加率	73.2%	53.3%	38.4%	21.5%	19.9%
φ30mm	改定前	5,500円	9,295円	16,555円	93,005円	189,255円
	改定後	9,735円	14,938円	23,958円	114,488円	228,338円
	差額	4,235円	5,643円	7,403円	21,483円	39,083円
	増加率	77.0%	60.7%	44.7%	23.1%	20.7%
φ40mm	改定前	8,360円	12,155円	19,415円	95,865円	192,115円
	改定後	14,795円	19,998円	29,018円	119,548円	233,398円
	差額	6,435円	7,843円	9,603円	23,683円	41,283円
	増加率	77.0%	64.5%	49.5%	24.7%	21.5%
口径	水量	10m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1,000m ³
φ50mm	改定前	13,640円	17,435円	24,695円	101,145円	197,395円
	改定後	24,255円	29,458円	38,478円	129,008円	242,858円
	差額	10,615円	12,023円	13,783円	27,863円	45,463円
	増加率	77.8%	69.0%	55.8%	27.5%	23.0%
φ75mm	改定前			41,855円	118,305円	214,555円
	改定後			74,338円	164,868円	278,718円
	差額			32,483円	46,563円	64,163円
	増加率			77.6%	39.4%	29.9%
φ100mm	改定前			62,755円	139,205円	235,455円
	改定後			111,738円	202,268円	316,118円
	差額			48,983円	63,063円	80,663円
	増加率			78.1%	45.3%	34.3%

※口径75mm、100mmの量水器の使用者は最低でも2か月で100m³以上使用しています。

※各口径において、10m³で増加率が最大になります。

3. 料金体系の経過措置の検討

3.3 料金体系案②

料金体系案①では、2か月10m³使用者の増加率が70%を超え、一部の使用者の負担が大きくなっています。

そこで、さらに経過措置として今回の改定時においてのみ基本水量廃止分の料金を基本料金の基となる準備料金の一部とし、基本料金を減額することで、少量使用者の負担を下げる体系案を検討します。

準備料金(26.5億円)			水量料金(69.2億円)
基本料金			超過料金分(6m ³ 以上)
検針・集金関係 11.7%	量水器関係 0.2%	固定費(準備料金分) 88.1%	
			基本水量廃止分 (1~5m ³)

※基本料金は、準備料金から基本水量廃止分を差し引いた残額を17ページの割合で「検針・集金関係」、「量水関係」、「固定費(準備料金分)」に配分して、それぞれの単価を算定要領に基づき計算します。

3. 料金体系の経過措置の検討

3.3 料金体系案 ②

基本水量廃止分を準備料金から繰り出して、超過料金部分(6m³以上)を定額増とした場合の料金体系を計算すると、料金体系は下表になります。基本水量廃止部分を繰出した分、基本料金の収入割合が少なくなります。

<体系表(料金体系案②)>

基本料金(1月・税抜き)				従量料金(1月・税抜き)			
口径	改定前	改定後	改定後	水量	改定前	改定後	差額
13mm	600円	450円	△150円	1~5m ³	0円	65円	65円
20mm	1,000円	1,080円	80円				
25mm	1,400円	1,700円	300円	6~20m ³	75円	125円	50円
30mm	2,500円	3,400円	900円	21~40m ³	120円	170円	50円
40mm	3,800円	5,400円	1,600円				
50mm	6,200円	9,100円	2,900円	41~60m ³	150円	200円	50円
75mm	14,000円	22,000円	8,000円	61m ³ ~	175円	225円	50円
100mm	23,500円	37,000円	13,500円				

<基本料金と従量料金の収入割合>

基本料金：従量料金 = 19.8%：80.2%

3. 料金体系の経過措置の検討

3.3 料金体系案②

口径13mm及び20mmの具体的な料金です。増加率が最大でも55%未満に抑制されています。

<小口使用者の状況(2か月・消費税込み)>

口径	水量	5m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³
φ13mm	改定前	1,320円	1,320円	2,145円	2,970円	3,795円	5,115円	12,375円
	改定後	1,347円	1,705円	3,080円	4,455円	5,830円	7,700円	17,710円
	差額	27円	385円	935円	1,485円	2,035円	2,585円	5,335円
	増加率	2.0%	29.2%	43.6%	50.0%	53.6%	50.5%	43.1%
φ20mm	改定前	2,200円	2,200円	3,025円	3,850円	4,675円	5,995円	13,255円
	改定後	2,733円	3,091円	4,466円	5,841円	7,216円	9,086円	19,096円
	差額	533円	891円	1,441円	1,991円	2,541円	3,091円	5,841円
	増加率	24.2%	40.5%	47.6%	51.7%	54.4%	51.6%	44.1%

3. 料金体系の経過措置の検討

3.3 料金体系案②

口径25mm以上の量水器の使用者の具体的な料金です。増加率は最大でも60%未満に抑制され、使用水量が多くなるほど増加率が下がります。

<大口使用者の状況(2か月・消費税込み)>

口径	水量	40m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1,000m ³
φ25mm	改定前	5,555円	6,875円	14,135円	90,585円	186,835円
	改定後	8,580円	10,450円	20,460円	118,910円	242,660円
	差額	3,025円	3,575円	6,325円	28,325円	55,825円
	増加率	54.5%	52.0%	44.7%	31.3%	29.9%
φ30mm	改定前	7,975円	9,295円	16,555円	93,005円	189,255円
	改定後	12,320円	14,190円	24,200円	122,650円	246,400円
	差額	4,345円	4,895円	7,645円	29,645円	57,145円
	増加率	54.5%	52.7%	46.2%	31.9%	30.2%
φ40mm	改定前	10,835円	12,155円	19,415円	95,865円	192,115円
	改定後	16,720円	18,590円	28,600円	127,050円	250,800円
	差額	5,885円	6,435円	9,185円	31,185円	58,685円
	増加率	54.3%	52.9%	47.3%	32.5%	30.5%
口径	水量	40m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1,000m ³
φ50mm	改定前	16,115円	17,435円	24,695円	101,145円	197,395円
	改定後	24,860円	26,730円	36,740円	135,190円	258,940円
	差額	8,745円	9,295円	12,045円	34,045円	61,545円
	増加率	54.3%	53.3%	48.8%	33.7%	31.2%
φ75mm	改定前			41,855円	118,305円	214,555円
	改定後			65,120円	163,570円	287,320円
	差額			23,265円	45,265円	72,765円
	増加率			55.6%	38.3%	33.9%
φ100mm	改定前			62,755円	139,205円	235,455円
	改定後			98,120円	196,570円	320,320円
	差額			35,365円	57,365円	84,865円
	増加率			56.4%	41.2%	36.0%

※口径75mm、100mmの量水器の使用者は最低でも2か月で100m³以上使用しています。

※各口径において、40m³で増加率が最大になります。

3. 料金体系の経過措置の検討

3.4 料金体系案の比較

料金体系案①と料金体系案②には、以下のメリット、デメリットがあります。

料金体系案①

- ・メリット:基本料金と従量料金の収入割合が準備料金と水量料金の比率から大きく変わりません。
- ・デメリット:一部の少量使用者の増加率が70%を超えます。

料金体系案②

- ・メリット:水量別の増加率がおおよそ55%以下に抑制されます。
- ・デメリット:基本料金の収入割合が20%まで落ちます。

<収入割合>

総括原価	準備料金	水量料金
改定40%	27.7%	72.3%
収入割合	基金料金	従量料金
体系案①	28.1%	71.9%
体系案②	19.8%	80.2%

<小口使用者の状況(口径13mm・2か月・消費税込み)>

口径	水量	5m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³
改定前	料金	1,320円	1,320円	2,145円	2,970円	3,795円	5,115円	12,375円
体系案①	料金	1,963円	2,321円	3,498円	4,675円	5,852円	7,524円	16,544円
	差額	643円	1,001円	1,353円	1,705円	2,057円	2,409円	4,169円
	増加率	48.7%	75.8%	63.1%	57.4%	54.2%	47.1%	33.7%
体系案②	料金	1,347円	1,705円	3,080円	4,455円	5,830円	7,700円	17,710円
	差額	27円	385円	935円	1,485円	2,035円	2,585円	5,335円
	増加率	2.0%	29.2%	43.6%	50.0%	53.6%	50.5%	43.1%

3. 料金体系の経過措置の検討

3.5（参考）基本水量廃止部分の単価について

23ページの計算結果から基本水量廃止部分の単価を65円に設定しましたが将来的に従量料金は均一料金制を目指すことから、**75円まで上げた場合にどうなるか**確認します。

1) 料金体系案①－2(基本水量廃止部分を水量料金で計算)

<体系表(料金体系案①－2)>

基本料金(1月・税抜き)				従量料金(1月・税抜き)			
口径	改定前	改定後	改定後	水量	改定前	改定後	差額
13mm	600円	710円	110円	1～5m ³	0円	75円	75円
20mm	1,000円	1,440円	440円				
25mm	1,400円	2,200円	800円	6～20m ³	75円	105円	30円
30mm	2,500円	4,200円	1,700円				
40mm	3,800円	6,600円	2,800円	21～40m ³	120円	150円	30円
50mm	6,200円	11,100円	4,900円				
75mm	14,000円	28,000円	14,000円	41～60m ³	150円	180円	30円
100mm	23,500円	45,000円	21,500円				
				61m ³ ～	175円	205円	30円

<基本料金と従量料金の収入割合>

基本料金：従量料金 = 27.9%：72.1%

3. 料金体系の経過措置の検討

3.5（参考）基本水量廃止部分の単価について

1) 料金体系案①－2(基本水量廃止部分を水量料金で計算)

口径13mm及び20mmの具体的な料金です。最大増加率が10m³で80%を超えています。

<小口使用者の状況(2か月・消費税込み)>

口径	水量	5m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³
φ13mm	改定前	1,320円	1,320円	2,145円	2,970円	3,795円	5,115円	12,375円
	改定後	1,974円	2,387円	3,542円	4,697円	5,852円	7,502円	16,412円
	差額	654円	1,067円	1,397円	1,727円	2,057円	2,387円	4,037円
	増加率	49.5%	80.8%	65.1%	58.1%	54.2%	46.7%	32.6%
φ20mm	改定前	2,200円	2,200円	3,025円	3,850円	4,675円	5,995円	13,255円
	改定後	3,580円	3,993円	5,148円	6,303円	7,458円	9,108円	18,018円
	差額	1,380円	1,793円	2,123円	2,453円	2,783円	3,113円	4,763円
	増加率	62.7%	81.5%	70.2%	63.7%	59.5%	51.9%	35.9%

3. 料金体系の経過措置の検討

3.5（参考）基本水量廃止部分の単価について

1) 料金体系案①－2(基本水量廃止部分を水量料金で計算)

口径25mm以上の量水器の使用者の具体的な料金です。こちら、**最大増加率が80%を超えています。**

<大口使用者の状況(2か月・消費税込み)>

口径	水量	10m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1,000m ³
φ25mm	改定前	3,080円	6,875円	14,135円	90,585円	186,835円
	改定後	5,665円	10,780円	19,690円	109,340円	222,090円
	差額	2,585円	3,905円	5,555円	18,755円	35,255円
	増加率	83.9%	56.8%	39.3%	20.7%	18.9%
φ30mm	改定前	5,500円	9,295円	16,555円	93,005円	189,255円
	改定後	10,065円	15,180円	24,090円	113,740円	226,490円
	差額	4,565円	5,885円	7,535円	20,735円	37,235円
	増加率	83.0%	63.3%	45.5%	22.3%	19.7%
φ40mm	改定前	8,360円	12,155円	19,415円	95,865円	192,115円
	改定後	15,345円	20,460円	29,370円	119,020円	231,770円
	差額	6,985円	8,305円	9,955円	23,155円	39,655円
	増加率	83.6%	68.3%	51.3%	24.2%	20.6%
φ50mm	改定前	13,640円	17,435円	24,695円	101,145円	197,395円
	改定後	25,245円	30,360円	39,270円	128,920円	241,670円
	差額	11,605円	12,925円	14,575円	27,775円	44,275円
	増加率	85.1%	74.1%	59.0%	27.5%	22.4%
φ75mm	改定前			41,855円	118,305円	214,555円
	改定後			76,450円	166,100円	278,850円
	差額			34,595円	47,795円	64,295円
	増加率			82.7%	40.4%	30.0%
φ100mm	改定前			62,755円	139,205円	235,455円
	改定後			113,850円	203,500円	316,250円
	差額			51,095円	64,295円	80,795円
	増加率			81.4%	46.2%	34.3%

※口径75mm、100mmの量水器の使用者は最低でも2か月で100m³以上使用しています。

※各口径において、10m³で増加率が最大になります。

3. 料金体系の経過措置の検討

3.5（参考）基本水量廃止部分の単価について

基本水量廃止部分を準備料金から算出した料金体系②をもとに廃止部分の単価を75円にした場合を確認します。
廃止部分の単価が上がったので、基本料金の収入割合がより減少します。

1) 料金体系案②－2(基本水量廃止部分を準備料金で計算)

<体系表(料金体系案②－2)>

基本料金(1月・税抜き)				従量料金(1月・税抜き)			
口径	改定前	改定後	改定後	水量	改定前	改定後	差額
13mm	600円	410円	△190円	1～5m ³	0円	75円	75円
20mm	1,000円	1,030円	30円				
25mm	1,400円	1,700円	300円	6～20m ³	75円	125円	50円
30mm	2,500円	3,400円	900円	21～40m ³	120円	170円	50円
40mm	3,800円	5,400円	1,600円				
50mm	6,200円	9,100円	2,900円	41～60m ³	150円	200円	50円
75mm	14,000円	22,000円	8,000円	61m ³ ～	175円	225円	50円
100mm	23,500円	37,000円	13,500円				

<基本料金と従量料金の収入割合>

基本料金：従量料金 = 18.7%：81.3%

3. 料金体系の経過措置の検討

3.5（参考）基本水量廃止部分の単価について

2) 料金体系案②－2(基本水量廃止部分を準備料金で計算)

口径13mm及び20mmの具体的な料金です。増加率は最大でも55%未満に抑制されています。

<小口使用者の状況(2か月・消費税込み)>

口径	水量	5m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³
φ13mm	改定前	1,320円	1,320円	2,145円	2,970円	3,795円	5,115円	12,375円
	改定後	1,314円	1,727円	3,102円	4,477円	5,852円	7,722円	17,732円
	差額	△6円	407円	957円	1,507円	2,057円	2,607円	5,357円
	増加率	△0.5%	30.8%	44.6%	50.7%	54.2%	51.0%	43.3%
φ20mm	改定前	2,200円	2,200円	3,025円	3,850円	4,675円	5,995円	13,255円
	改定後	2,678円	3,091円	4,466円	5,841円	7,216円	9,086円	19,096円
	差額	478円	891円	1,441円	1,991円	2,541円	3,091円	5,841円
	増加率	21.7%	40.5%	47.6%	51.7%	54.4%	51.6%	44.1%

3. 料金体系の経過措置の検討

3.5（参考）基本水量廃止部分の単価について

1) 料金体系案②－2(基本水量廃止部分を準備料金で計算)

口径25mm以上の量水器の使用者の具体的な料金です。こちら、**最大増加率は60%未満に抑制されています。**

<大口使用者の状況(2か月・消費税込み)>

口径	水量	40m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1,000m ³
φ25mm	改定前	5,555円	6,875円	14,135円	90,585円	186,835円
	改定後	8,690円	10,560円	20,570円	119,020円	242,770円
	差額	3,135円	3,685円	6,435円	28,435円	55,935円
	増加率	56.4%	53.6%	45.5%	31.4%	29.9%
φ30mm	改定前	7,975円	9,295円	16,555円	93,005円	189,255円
	改定後	12,430円	14,300円	24,310円	122,760円	246,510円
	差額	4,455円	5,005円	7,755円	29,755円	57,255円
	増加率	55.9%	53.8%	46.8%	32.0%	30.3%
φ40mm	改定前	10,835円	12,155円	19,415円	95,865円	192,115円
	改定後	16,830円	18,700円	28,710円	127,160円	250,910円
	差額	5,995円	6,545円	9,295円	31,295円	58,795円
	増加率	55.3%	53.8%	47.9%	32.6%	30.6%
口径	水量	40m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1,000m ³
φ50mm	改定前	16,115円	17,435円	24,695円	101,145円	197,395円
	改定後	24,970円	26,840円	36,850円	135,300円	259,050円
	差額	8,855円	9,405円	12,155円	34,155円	61,655円
	増加率	54.9%	53.9%	49.2%	33.8%	31.2%
φ75mm	改定前			41,855円	118,305円	214,555円
	改定後			65,230円	163,680円	287,430円
	差額			23,375円	45,375円	72,875円
	増加率			55.8%	38.4%	34.0%
φ100mm	改定前			62,755円	139,205円	235,455円
	改定後			98,230円	196,680円	320,430円
	差額			35,475円	57,475円	84,975円
	増加率			56.5%	41.3%	36.1%

※口径75mm、100mmの量水器の使用者は最低でも2か月で100m³以上使用しています。

※各口径において、40m³で増加率が最大になります。

3. 料金体系の経過措置の検討

3.5（参考）基本水量廃止部分の単価について

- 基本水量廃止部分(1～5m³)の単価を高くすると、料金体系案①の場合は最大増加率が増え、料金体系案②の場合は基本料金の収入割合が減少します。つまり、**基本水量廃止部分(1～5m³)の単価を高くすると各体系案のデメリットがより顕著になります。**
- 一方で、基本水量廃止部分(1～5m³)の単価を低く設定すれば、各体系案のデメリットは軽減されることが期待されますが、**将来的に従量料金を均一料金制度を目指すことを考慮すると、あまり低く設定することも避けたほうがいいと考えられます。**
- よって、今回の料金体系案の検討においては23ページの計算結果をもとに65円に設定することとして、料金体系案①、料金体系案②を基本に検討することとします。

< ま と め >

基本水量の収入割合を確保できて収入の安定が期待できるものの、一部の方の負担が大きくなる料金体系案①と、市民の負担増加の差が小さいものの、基本料金の収入割合が減少する料金体系案②のどちらを基本にするか、ご検討をいただきます。